# サブカテゴリー解説 (知的障害者通勤寮)

# サプカテゴリー1.サービス情報の提供

#### 評価項目

6-1-1 利用者等に対してサービスの情報を提供している

# 【解説】

このサブカテゴリーは、事業者が利用者等(利用者には、今後サービスを利用する可能性のある都 民を含む)に対して、いかにサービス内容に関わる情報を提供しているのかを評価する項目です。

情報の非対称性という言葉で説明されるように、一般的に福祉サービスの利用者は、情報が少なく、不利な立場に置かれがちですが、利用者と事業者の対等な関係のもとに構築される新たな時代の福祉サービスにおいて、利用者に対する情報提供は大きな意味をもっています。

現時点では、利用者の多くが事業者を選択することができる状況にあるとは限らないため、利用者に対して情報提供や案内を積極的に実施していこうとする事業者は少数かもしれませんが、事業者としての組織の透明性や信頼性を高めていくためにも重視される項目といえます。

またここでは、利用者に対してだけではなく、サービス選択のための情報提供や相談業務にあたる 関係機関等への情報提供や説明も含んでいます。

#### 評価項目6-1-1

「利用者等に対してサービスの情報を提供している」

#### 【 評価項目のねらい 】

この項目では、当該事業者が利用者等に対して、提供するサービスを利用するための事前情報として、どのような内容を、どのように提供しているのか、また、利用者のニーズを考慮した情報提供を行っているのかを評価します。

パンフレットやホームページの存在自体が評価項目のねらいなのではなく、利用者の特性や情報活用方法を念頭におき、提供内容や方法に工夫がされ、わかりやすいものになっているかについて評価します。「利用者等」の中には、本人だけでなく家族や代理人等も含まれる場合があります。また、利用者が事業者から直接情報を入手することが必ずしも一般的であるとは言い切れないことから、サービスの調整や基盤整備にあたる区市町村等行政機関への情報提供も行われているかどうかも確認します。

さらに問い合わせや見学等により、実際のサービスがどのように行われているのかなど、利用者の必要とする情報を具体的に提供しているのかについても評価します。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.利用者が入手できる媒体で、	・当該事業者が提供するサービスを『利用する可能性のある都民の特性
利用者に事業所の情報を提供	を考慮』し、『その都民にとって必要な情報』を『入手しやすい媒体(方
している	法)で提供しているか』を確認する。
2.利用者の特性を考慮し、提供	・当該事業者が提供するサービスを『利用する可能性のある都民の特性
する情報の表記や内容をわか	を考慮』し、『状況に合った情報内容や表記を工夫しているか』を確認す
りやすいものにしている	<b>వ</b> .
3.事業所の情報を、行政や関係	・当該事業者が提供するサービスを『利用する可能性のある都民の情報
機関等に提供している	入手ルートや実態を考慮』し、その『状況にあった関係機関等への情報
	提供を行っているか』を確認する。
4.利用者の問い合わせや見学の	・この項目で示す「個別の状況」とは、見学者の希望(時間帯や知りたい
要望があった場合には、個別の	内容)についてだけではなく、現在サービスを利用している利用者や事業
状況に応じて対応している	者のその時々の状況を指している。
	・当該事業者が提供するサービスを『利用する可能性のある都民の特性
	を考慮』し、その『要求している事柄への個別対応』と『その時々の事
	業者(現在の利用者)の状況を考慮して対応しているか』を確認する。

#### 【留意点】

効果的な情報提供方法のひとつとして、サービスを利用している利用者の紹介記事や写真掲載、 ビデオ等の作成はリアリティもあり、有効な手段となる可能性があります。その場合には、被写体 となる利用者のプライバシー保護などの配慮も重要となります。

事業者としての見学等への対応や考え方に基づき、現在サービスを利用している利用者への配慮を行いつつ、有効な見学等が実施されていることが求められています。

# サプカテゴリー2.サービスの開始・終了時の対応

#### 評価項目

- 6-2-1 サービスの開始にあたり利用者等に説明し、同意を得ている
- 6-2-2 サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している

#### 【解説】

このサブカテゴリーは、サービスの「利用開始当初」や「終了時」の利用者に対して、事業者がどのような対応をしているのかということを評価する項目です。

福祉サービスにはさまざまな形態がありますが、いずれの場合でも、利用に際して利用者に対する 十分な説明と利用者が納得したうえでの同意確認が重要になります。

特にサービスの利用開始時には、利用者に環境の変化による影響が予測されることから、その点についてのきめ細かい対応も求められます。

また、さまざまな事由によるサービスの終了時においても、関係機関との連携等を通じて、利用者の生活の継続性に配慮した対応をしているかどうかが問われます。

## 評価項目6-2-1

「サービスの開始にあたり利用者等に説明し、同意を得ている」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービスの利用開始当初の利用者に対して、どのようにサービス内容を伝え、説明 し、納得を得ているのかを評価します。

情報の説明にあたっては、周知すべき重要事項が精査されたうえで、一人ひとりの利用者の状況に 配慮した対応をしているか、また判断能力が十分でない利用者に対する説明や同意確認がどのように 行われているかについても視野に入れる必要があります。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.サービスの開始にあたり、基	・サービス開始時の利用者に対し、『利用者一人ひとりの状況に応じ』、
本的ルール、重要事項等を利用	『基本的ルール、重要事項等の説明方法を工夫しているか』を確認する。
者の状況に応じて説明してい	
<b>న</b>	
2.サービス内容や利用者負担金	・サービス開始時の利用者に対し、『事業者が提供するサービス内容や利
等について、利用者の同意を得	用料金等に関する情報』を『組織としてどのように伝達することが重要
るようにしている	と考えているか』、単に説明をするのみでなく、『利用者の同意を得るた
	めの手段を講じ』『実施しているか』を確認する。
3.サービスに関する説明の際	・サービス開始時の利用者に対し、『事業者が定めているルール・重要事
に、利用者や家族等の意向を確	項等に対する利用者等の意見・要望・質問等』を『どのような方法で把
認し、記録化している	握』し、『その情報を記録しているか』を確認する。

## 【 留意点 】

重要事項等については、社会福祉法等で定められている書面等の内容に限定して考える必要はありません。

各事業者が、独自に実施しているわかりやすい情報提供の内容及び方法の工夫を評価することが必要です。

判断能力が十分でない利用者本人への説明を実施する場合、詳細な事項を説明し、納得を得ることは難しい場合もありますが、サービスを直接受ける利用者本人に、日常生活の内容等を一人ひとりの利用者の状況に応じて、わかりやすく伝えることが求められています。

## 評価項目6-2-2

「サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援している」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者がサービス開始時の環境の変化などにより、心身に受ける影響を緩和するための支援や利用者が新たな環境に馴染めるような配慮などを評価します。

また、事業者の変更も含め、利用者が当該サービスを終了する場合の利用者の不安を軽減し、これまでと同水準のサービスを継続して利用することができるような取り組みをしているかを評価します。

#### 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.サービス開始時に、利用者の	・『サービスを開始する際に必要な一人ひとりの利用者の個別事情や
支援に必要な個別事情や要望を	要望』を、『事業者が定めた一定の様式を使用』し、『記録』し、『把
決められた書式に記録し、把握	握しているか』を確認する。
している	
2.利用開始直後には、利用者の	・サービス利用開始直後の利用者が感じる不安やストレスは一人ひと
不安やストレスを軽減するよう	り異なり、その対応も個別に行うことが求められる。
配慮している	・『利用開始直後の利用者の不安やストレスへの対応』として、『不安
	やストレスの把握の方法や工夫』と、『それぞれの状況に合った対応
	をどのように行っているか』を確認する。
3.サービス利用前の生活をふま	・さまざまな生活状況にいた利用者に対して、『サービス利用を開始
えた支援をしている	する以前の利用者の生活習慣や価値観を把握、理解』し、『利用者に
	とって望ましいサービスを段階的に検討』し、『支援しているか』を
	確認する。
4.サービスの終了時には、利用	・利用者のさまざまな事由によるサービスの終了時には、これまでと
者の不安を軽減し、支援の継続	同水準のサービスを維持できるのか等の一人ひとりの利用者の不安
性に配慮した支援をしている	に対し、『一人ひとりのニーズや状況に合ったアドバイスや関係機関
	との連携』が『どのように行われているか』を確認する。

## 【 留意点 】

利用者の状況によっては、これまでの生活習慣が必ずしも好ましいものと限らない場合もあります。しかし、好ましい生活習慣を利用者が獲得するためには、利用者自身の納得が重要になります。 その基盤として、これまでの生活の実態を把握することが求められます。

虐待や複雑な家庭環境など、困難な要因によってサービスを開始する利用者もあり、事業者には、 利用者を取り巻くさまざまな背景を理解したうえで、サービスを提供することが求められています。

# サプカテゴリー3.個別状況に応じた計画策定・記録

#### 評価項目

- 6-3-1 定められた手順に従ってアセスメントを行い、利用者の課題を個別のサービス 場面ごとに明示している
- 6-3-2 利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別の支援計画を作成している
- 6-3-3 利用者に関する記録が行われ、管理体制を確立している
- 6-3-4 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している

## 【解説】

このサブカテゴリーは、利用者の個別状況を踏まえたうえで、利用者支援の基礎となる個別の支援計画をどのように策定しているのか、利用者一人ひとりに合った支援を提供するためにどのような工夫をしているのか、個別対応に関する情報をどのように記録し、職員間で共有化しているか等、利用者一人ひとりの状況に応じた計画策定・記録の実施がどのように行われているかを評価します。

「定められた手順に従ってアセスメントを行い、利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している」

#### 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者への個別対応にあたって、心身状況や家族関係を含む生活環境等の利用者に関する情報や要望をどのように把握し、個別の課題として明確化しているかを評価します。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.利用者の心身状況や生活状況	・個別の計画の基礎となる『利用者の心身状況や生活状況等の情報』
等を、組織が定めた統一した様	を『記入する様式を組織として定め』、『記録し、把握しているか』を
式によって記録し、把握してい	確認する。
<b>వ</b>	
2.利用者一人ひとりのニーズや	・利用者一人ひとりに合ったサービス提供を行うために、『個別のニー
課題を明示する手続きを定め、	ズ・課題の把握』を『組織としての一貫したプロセス』で行い、その
記録している	『経過等を記録しているか』を確認する。
3.アセスメントの定期的見直し	・『利用者の状況や変化』を『タイムリーに把握』するための『組織と
の時期と手順を定めている	しての一貫したプロセスが定められているか』を確認する。

# 【 留意点 】

ここでは「アセスメント」を、「福祉サービスを利用する利用者に関わる情報収集とその分析及 び課題設定というプロセス」として捉えています。各々の課題を明確にし、利用者の個別状況に応 じた適切なサービス提供を実施するために、不可欠な過程であるといえます。

サービス提供に必要な利用者の個別情報の収集は、「サブカテゴリー 5.プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重」との関連を考慮し、実施する必要があります。

「利用者等の希望と関係者の意見を取り入れた個別の支援計画を作成している」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者に対する個別の支援計画の作成・見直し状況について評価します。 利用者一人ひとりに合ったサービスを提供するためには、利用者や家族等の希望などを尊重し、利用 者と事業者の双方で納得性の高い計画作成や見直しを行うことが求められます。そのため、利用者本 人の納得、同意を得るための取り組みや関係者の意見収集がどのように行われているのかを評価しま す。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.計画は、利用者の希望を尊重	・利用者一人ひとりに合った、納得性の高いサービスを提供するために、
して作成、見直しをしている	個別の支援計画作成の過程で、『これからの生活に関する利用者本人の意
	向や希望』を『どのように把握』し、『本人の意向や希望を尊重した作成
	や見直しをしているか』を確認する。
2.計画を利用者にわかりやすく	・利用者本人が、自分自身の計画を理解し、納得してサービス提供を受
説明し、同意を得ている	けるために、『利用者一人ひとりの状況に合った説明方法を工夫し』、『利
	用者の同意をきちんと得ているか』を確認する。
3.計画は、見直しの時期・手順	・利用者一人ひとりに合ったサービス提供を継続して実施するために、
等の基準を定めたうえで、必要	『作成した計画の見直しに関する必要性を組織として検討』し、『具体的
に応じて見直している	な時期や手順』『参画するメンバー構成などの基準』等を『明確に定め
	ているか』、また『その基準に基づいて実施しているか』を確認する。
4.計画を緊急に変更する場合の	・利用者状況の変化等による緊急時の計画変更は、さまざまな状況でも
しくみを整備している	適切に対処できるような『迅速な判断体制や準拠規程』を『組織として
	どのように定めているか』を確認する。

## 【 留意点 】

個別の支援計画の作成にあたり、利用者本人および必要に応じて家族等の意向をどのように反映させるかなど組織としての基本的姿勢の確保に着目します。

あわせて、個別の支援計画の策定にあたっては、複数の職員が関わっているかを確認することも 重要です。

利用者に関する日常生活の記録が、計画作成や見直しにおいて、どのように活用されているのかについても着目します。

判断能力の十分でない利用者を含め、本人の参画や同意を得るための工夫が必要とされています。 利用者一人ひとりの状況に応じた適切な計画内容となるよう、専門職の意見の反映や計画作成、 見直しに参加する職員の構成に配慮することが求められています。

「利用者に関する記録が行われ、管理体制を確立している」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで、職員が具体的なサービス提供内容や利用者状況の変化等をいかに記録しており、その記録が活きた情報となるような管理体制がどのように整えられて、機能しているのかを評価します。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.利用者一人ひとりに関する情報	・利用者一人ひとりとの日常的な関わりによって得た情報や変化等、
を過不足なく記載するしくみが	『必要な情報を記載するしくみ』が『組織として定められているか』、
ある	また『記録内容の的確性や情報の活用状況』を『検証する手段がある
	か』を確認する。
2.計画に沿った具体的な支援内容	・『計画に沿った職員の支援状況』や『利用者の変化』などの内容を
と、その結果利用者の状態がどの	『具体的に記録化する方策』を『どのように定め』『記録しているか』
ように推移したのかについて具	を確認する。
体的に記録している	

# 【 留意点 】

記録の管理及び活用に関しては、個人情報の取扱いと職員間での共有化を考慮する必要があります。

「利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで必要な利用者に関する情報が、 支援を担当する職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように共有化が行われ、活用さ れているかを評価します。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.計画の内容や個人の記録を、支	・『個別の計画や利用者の状況などの情報』を、『サービス提供に関係
援を担当する職員すべてが共有	する職員が共有』し、その『情報を活用しながらサービス提供を実施
し、活用している	できるしくみを定め』、『実施しているか』を確認する。
2.申し送り・引継ぎ等により、利	・『利用者の状況に変化があった場合の情報』は、『軽微なものを含め
用者に変化があった場合の情報	的確に把握できるしくみ、利用者のサービスに関係する職員間で共有
を職員間で共有化している	化するしくみ』を『組織として定め』、『実施しているか』を確認する。

# 【 留意点 】

利用者に関する情報の共有化が現実にどの程度行われ、活用されているか、それを確認する手段を有しているかなど、機能性にも着目します。

# サブカテゴリー4.サービスの実施

#### 評価項目

- 6-4-1 個別の支援計画に基づいて自立(自律)生活が営めるよう支援している
- 6-4-2 個別の支援計画に基づいて就労等に関するさまざまな支援を行っている
- 6-4-3 地域社会との連携のもとに利用者の将来の生活を支援している
- 6-4-4 栄養のバランスを考慮したうえでおいしい食事を楽しく食べられるよう工夫して いる
- 6-4-5 利用者の状況に応じた身の回りの支援を行っている
- 6-4-6 利用者の健康を維持するための支援を行っている
- 6-4-7 利用者の自主性を尊重し、日常生活が楽しく快適になるような取り組みを行っている
- 6-4-8 施設と家族等との交流・連携を図っている

## 【解説】

このサブカテゴリーは、サービスを利用している利用者の特性をどのように考慮してサービスを提供しているのか、実施しているサービス内容の効果をあげるために、事業者としてどのように工夫しているかなど、実際に提供しているサービスの内容を評価する項目です。

ここでは特に、事業者各々の特徴が現れると考えられますが、どの事業者においても、サービス提供の基本は、利用者本位です。その基本に留意して評価を行うことが重要です。

なお、利用者本位のサービスという視点から考えると、実際にサービスを受ける利用者の意向や生活習慣等を尊重することが考えられますが、その一方で健康管理等の場面において、利用者の意向と提供するサービスとが相反する場合があることも否めません。そのような場合においても事業者が利用者に対し、どう向き合っていくのかという姿勢が大切であるといえます。

また設備面(ハード面)の新しさや古さ、設備・備品の整備状況のみに着目するのではなく、たとえ設備が古くても、それを補うために事業者としてどのように工夫し、取り組んでいるのかを評価します。

「個別の支援計画に基づいて自立(自律)生活が営めるよう支援している」

#### 【 評価項目のねらい 】

この項目では、個別の支援計画に盛り込まれた内容が、利用者の自立をめざした日々の生活を支援 する場面でどのように具体化され、実践されているかを評価します。

施設での生活は基本的に共同生活であるため、利用者一人ひとりの意向を尊重し、その人らしい自立した生活への支援が重要となります。その前提として、職員が個別状況に応じて利用者と十分な意思疎通を図り、利用者のニーズを的確に判断したうえで、個別の支援を行うことが求められます。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.個別の支援計画に基づいて支	・『個別の支援計画の内容を日常の支援に反映しているか』、それを『事
援を行っている	業者として確認する方法を整えているか』を確認する。
2.利用者の特性に応じて、コミュ	・『自分の考えを表現することが難しい利用者一人ひとりの特性を把
ニケーションのとり方を工夫し	握』し、『個別の状況に応じて』『コミュニケーションの工夫を行って
ている	いるか』を確認する。
3.自立生活に必要なさまざまな	・『利用者の状況に応じた情報をどのように提供しているか』『内容・
情報を提供している	方法の工夫を行っているか』を確認する。
4.必要に応じて対人関係のアド	・『利用者一人ひとりの特性や状況を考慮』し、『対人関係の支援を実
バイス等を行っている	施しているか』を確認する。
5.利用者自らが問題解決できる	・『利用者が自分自身の課題と向き合い、その課題をのりこえ解決でき
ように支援している	るような支援を、事業者がどのように行っているか』を確認する。

#### 【留意点】

この項目では、前の「サブカテゴリー3.個別状況に応じた計画策定・記録」が、実際の生活場面で活かされ、機能しているのか、その整合性も視野に入れて評価します。

ここでいう「自立」は、利用者の状況等に応じたものであり、必ずしも経済的自立や身辺自立だけを指すのではなく、広く精神的自立や社会的自立等、さまざまな関係の中で主体的に行動し生活するといった意味も含まれます。また近年、社会福祉の援助においては、利用者の自己決定に基づいて自らの行動をコントロールすること、すなわち「自律」を支援するという観点が重視されています。

利用者の個別状況に応じた自立生活を営むために、利用者のこれまでの社会生活や人間関係などを含んだ背景を踏まえ、支援や援助を行っているか、その具体的な方策と実施状況を確認する必要があります。

障害状況によっては、日常生活の充実そのものが「自立」へのステップとなる場合もあります。 近年、利用者の「できない」ことを補う支援を超えて、エンパワメント理論やICF(国際生活 機能分類)等の考え方に見られる、利用者の「できること」に着目した支援が注目されています。

「個別の支援計画に基づいて就労等に関するさまざまな支援を行っている」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、個別の支援計画に盛り込まれた内容に基づき、利用者の就労等を支援する場面で、 どのように実践し、工夫しているのかを評価します。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.利用者の就労に関する相談に	・『個別の支援計画の内容に基づいて』、『利用者が必要とする就労への支
応じ、必要な情報提供を行って	援』を『事業者が把握』し、『どのように行っているか』を確認する。
いる	
2.対人関係の助言をするなど継	・『利用者一人ひとりの状況を考慮』し、『安定した就労が継続できる』
続就労に向けた支援を行って	ように、『どのような工夫をしているか』を確認する。
いる	
3.利用者の働く意欲を盛り立て	・『利用者の就労状況や就労への意識を把握し』、『利用者一人ひとりが意
る取り組みを行っている	欲的に就労できるような支援を検討』し、『実施しているか』を確認する。
4.利用者の労働条件を改善する	・『現状の利用者の労働環境を事業者が把握』し、『利用者に合った労働
ため支援している	条件に改善する取り組み』を、『どのように行っているか』を確認する。
5.利用者の希望や特性に応じた	・『利用者一人ひとりの希望や特性を把握』し、『個別の状況に応じた就
就労等ができるよう支援して	労等への支援』が『どのように行われているか』を確認する。
เาอ	

# 【 留意点 】

通勤寮では一般就労を目標としています。そのため、職場訪問や職場環境の調整や就労要件の整備等の支援が必要です。また、地域の産業等を視野に入れた職場開拓も必要とされています。

利用者一人ひとりの希望や特性が十分に考慮された就労等の支援が利用者の働く意欲を高めることにつながると考えられます。

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、身体障害・知的障害・精神障害の障害種別ごとに分立していた施設事業体系は、3障害一元化され日中活動等の状況に応じて再編成されました。 障害児施設を除き、概ね5年間で新体系へ移行します。

「地域社会との連携のもとに利用者の将来の生活を支援している」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者が地域社会の一員として生活する機会をどのようにつくり出し、利用者を支援しているかを評価します。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.利用者が生活する3年間の期	・『利用者一人ひとりの自立を事業者がどのように考え』、『利用者が地
限の中で、計画的に地域社会で	域社会の中で主体的に生活するための技術の習得』を、『どのような計
の自立(自律)に向けたトレー	画に基づいて行っているか』を確認する。
ニングをプログラム化し、実施	
している	
2.退寮後の生活設計について、利	・『利用者一人ひとりの退寮後の生活に向けた利用者の意向』を『把握
用者の意向を確認している	するための工夫を検討』し、『実施しているか』を確認する。
3.利用者が地域生活を営むため	・『利用者が地域社会の中で生活するために必要な情報』を『事業者と
のさまざまな資源についての情	して検討』し、利用者や家族等に『どのように提供しているか』を確
報を、利用者や家族等に提供し	認する。
ている	
4.退寮後の利用者一人ひとりに	・『アフターケアとしてどのような支援が必要か』を『事業者として検
応じたアフターケアを行ってい	討』し、『退寮後の利用者の状況に応じて実施しているか』を確認する。
<b>3</b>	

# 【留意点】

通勤寮の利用期限は3年間と限られています。その中で利用者一人ひとりに応じたさまざまな支援をとおして利用者の地域移行を実現していく場所ととらえられます。

退寮後の利用者一人ひとりの生活も視野に入れ、地域社会のネットワーク作りも大切です。

「栄養のパランスを考慮したうえでおいしい食事を楽しく食べられるよう工夫している」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、栄養面や衛生面での配慮を含めた施設で提供する食事(嗜好品等を含む)に関する 取り組み内容を評価します。

単に利用者の心身の状況に応じた食事提供という視点のみではなく、どれだけ利用者の意思、意向を把握し尊重した支援が実施されているかが評価のポイントとなります。

#### 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.利用者の希望や職員の意見を反	・『利用者の状態や嗜好』を『どのような方法で把握』し、その『情
映し、バラエティーに富んだ飽き	報を活用した飽きのこない献立』を『どのように立てているか』。
のこない食事を提供している	・『行事食の提供』や『季節感のあるバラエティーに富んだ献立の工
	夫』を『実施しているか』を確認する。
2.食事時間は、利用者の生活ペー	・食事時間の設定は、『利用者の健康状態や生活ペース等を考慮』し、
スや体調にあわせて柔軟に設定	『個別の状況に応じて』『柔軟に対応しているか』を確認する。
されている	
3.栄養のバランスがとれた食事が	・『利用者一人ひとりの状況に応じて』、『バランスのとれた食事が摂
摂取できるよう助言している	取できる』ように、『どのような助言をしているか』を確認する。
4.食事時間が楽しいひとときとな	・『利用者が食事を楽しむこと』を『事業者がどのように考え』、『利
るよう環境を整えている	用者の状況や意向に応じて』 それを『実現するために環境設定等の
	工夫をしているか』を確認する。

## 【 留意点 】

さまざまな食品や料理の提供、視覚的に楽しめる食事の提供、個人の好みに応じて嗜好品を選択 する機会の提供など、自己の世界を広げ、食事を豊かに楽しむ工夫に着目する必要があります。

これらの評価にあたっては、訪問調査時に、利用者が食事をとっている様子を実際に観察することも有効です。ただし、あくまでも生活の場であることを意識して、利用者に配慮することが必要です。

利用者一人ひとりの疾病等の状況により、食事制限が必要な場合など、利用者の健康管理を個人の嗜好に優先させることがあります。

「利用者の状況に応じた身の回りの支援を行っている」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者の状態や希望に応じた身の回りの支援など、生活上で必要な支援が行われているかどうかを評価します。また、利用者の主体性に配慮した支援となっているかについても評価します。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.入浴時間は利用者の状況や希	・入浴時間の設定は、『利用者一人ひとりの状況や希望に応じて』、『柔軟
望に応じるようにしている	に決められているか』を確認する。
2.身の回りのことは自分で行え	・『利用者一人ひとりの状況に応じて』、『自分で行えることを自ら行える
るよう働きかけ、必要な支援を	よう必要な支援を検討』し、『実施しているか』を確認する。
している	
3.家事(食材買出し、調理、掃	・『利用者が意欲的に日常生活を送る』ことができるように、『個別の状
除、洗濯等)は、利用者の主体	況に応じて』『どのような家事援助を行っているか』を確認する。
性に配慮して支援している	

# 【 留意点 】

日常の生活支援にあたっては、衛生面や安全面に配慮した支援が行われているかが基本になります。

「利用者の健康を維持するための支援を行っている」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者の個別状況に応じて心身の健康を維持する支援を実施しているかどうかを評価します。また、発作等の急変時の対応体制についても評価します。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.健康状態に関して、利用者の相	・『心身の健康に関する利用者の相談に応じたり』、必要がある利用者
談に応じ、必要に応じて利用者や	や家族には『施設から健康についての説明』を『実施する体制を整え
家族に説明をしている	ているか』を確認する。
2.必要に応じて、通院等に対する	・『利用者の健康状態や生活状況を把握』し、必要な場合、『通院等の
助言や支援を行っている	助言・支援を行っているか』を確認する。
3.必要に応じて利用者が自己服薬	・『利用者の健康状態や生活状況を把握』し、必要な場合、『利用者が
管理できるよう助言や支援を行	服薬の自己管理ができる』ように『助言・支援を行っているか』を確
っている	認する。
4.利用者に心理的、精神的ケアが	・『利用者に心理的、精神的ケアが必要かどうかを検討』し、『個別の
必要になった場合には、必要に応	状況に応じて』『専門家等との連携をどのように図り』『日頃のケア
じて専門家等の助言を得ながら	にいかしているか』を確認する。
支援している	
5.利用者の体調変化(発作等の急	・『利用者の体調の変化』に対して『迅速に対応』するために、『日常
変を含む)に速やかに対応できる	の健康状態把握』を『事業者としてどのように行っているか』、『対応
体制を整えている	できる体制を整えているか』を確認する。

# 【 留意点 】

健康に関して利用者から寄せられた相談や要望等を、個別の支援にどのように反映しているのか に着目する必要があります。

日常的に医療的ケアが必要な利用者の対応については、医療機関等との連携体制が求められます。

「利用者の自主性を尊重し、日常生活が楽しく快適になるような取り組みを行っている」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、利用者の主体性、自立(自律)性を尊重しながら、施設での日常の生活を楽しく快適なものにするための事業者の取り組みを評価します。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.さまざまな行事やイベント活	・『利用者一人ひとりの意思や状態にあわせて』『行事やプログラムを
動を通じて、利用者が自分の楽	検討しているか』『活動やプログラム等への参加は利用者が選択でき
しみを主体的に選択できるよう	るものとなっているか』を確認する。
に支援している	
2.休日の過ごし方や余暇の楽し	・余暇や休日の過ごし方について、『利用者の意向等を踏まえ』、『必要
み方について、情報提供や必要	な情報提供等の支援をどのように行っているか』を確認する。
な支援を行っている	
3.通勤寮での生活に関するきま	・禁止事項等も含めて『施設での生活ルール等』は、『利用者が主体的
りごとについて、利用者同士が	に意見を言えるような機会を設定』し、『その意見を参考にして決めて
意見を出し合える場があり、職	いるか』を確認する。
員とも話し合って決めている	
4.通勤寮外での利用者の活動や	・『利用者の寮外での活動・人間関係の重要性を尊重』し、利用者一人
他者との付き合いを尊重し、必	ひとりが有効な社会生活を営めるような支援』を『実施しているか』
要に応じて助言している	を確認する。
5.必要に応じて当事者活動など	・『利用者の当事者活動への興味・関心を把握』し、『ニーズに応じた
の情報を提供している	情報提供を実施しているか』を確認する。

## 【 留意点 】

自ら主体的な判断等をすることが難しい利用者に対して、どのように支援しているのかについて も着目する必要があります。

近年障害者の当事者活動が盛んになってきています。利用者の中には、地域ベースの当事者活動に参加している場合もあり、このような活動への参加を通じて、利用者の主体性を高めていく方策もあります。

「施設と家族等との交流・連携を図っている」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、施設と家族等との関係をどのように構築しているのか、相互の意思疎通を良くし、 信頼関係を築くための取り組みについて評価します。家族等には代理人等が含まれます。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.家族等との交流・連携に際して、	・『利用者本人の意向を把握』したうえで、『家族等との対応を検討』
利用者本人の意思を確認し、その	し、『実施しているか』を確認する。
意向に基づいた対応をしている	
2.利用者の日常の様子や通勤寮の	・『利用者や事業者の状況を家族等に知らせる方法を検討』し、『情
現状を家族等へ知らせる手段を整	報提供の体制を整えているか』を確認する。
えている	
3.必要に応じて、家族間の調整や情	・『家族等の状況を把握』し、『家族関係調整の必要性を検討』した
報の提供、支援等をしている	うえで、『利用者の状況にあった支援を行っているか』を確認する。

# 【 留意点 】

利用者と家族等との関係性は、利用者の障害受容や対人関係、価値観等に影響を及ぼしている場合があります。利用者の意向を尊重しつつ、個別状況に応じた家族等との対応や家族等への支援が求められています。

# サブカテゴリー5.プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重

#### 評価項目

- 6-5-1 利用者のプライバシー保護を徹底している
- 6-5-2 サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している

## 【解説】

このサブカテゴリーは、福祉サービスを提供するうえで基本となる、利用者のプライバシーの保護、 虐待防止等も含めた個人の意思の尊重に焦点をあて、個人の尊厳が尊重されているかについて評価し ます。

福祉サービスの利用者は、社会的に支援を必要とする人々です。しかし、どのような状況にある人でも、その人らしい尊厳に満ちた生活を送ることができるように、事業者には、利用者の状況に配慮した質の高いサービス提供が求められています。

## 評価項目6-5-1

「利用者のプライバシー保護を徹底している」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供等を通じて触れる、利用者のプライバシーの保護についてどのような取り決めがあるのか、また、利用者のプライバシーを事業者として組織的に遵守しているか等を評価します。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.利用者に関する情報(事項)	・利用者に関する情報(事項)を外部(他機関等の第三者)とやりとりする
を外部とやりとりする必要が	必要が生じた場合、『やりとりに関する基本ルールに則って実施しているか』。
生じた場合には、利用者の同意	『利用者一人ひとりの状態に応じ』『その必要性とやりとりに関する十分な説
を得るようにしている	明を実施』し、『同意を得ているか』を確認する。
2.個人の所有物や個人宛文書	・利用者の日常生活の支援の際に触れる機会の多い『利用者のプライバシー』
の取り扱い、利用者のプライベ	を『どのように考え』『保護しているか』。『利用者のプライバシーに関する基
ートな空間への出入り等、日常	本的考え方』と『配慮の内容』を確認する。
の支援の中で、利用者のプライ	
バシーに配慮している	
3.利用者の羞恥心に配慮した	・利用者の日常生活の支援の際に、一人ひとりの利用者が持っている『羞恥
支援を行っている	心』に対し、『どのような配慮をして』『支援をしているか』を確認する。

## 【 留意点 】

福祉サービスの提供は極めて個別性が高いものであり、サービス提供にあたっては個人のさまざまな情報を収集し、これをもとにきめ細かい支援方策を立案する必要があります。それ故に、事業者には利用者の個人情報の管理や適正な運用が必須であり、適切な支援を行うための外部への照会や他機関との連携の際も、利用者本人の納得と同意を基本とすることが求められています。

サービス提供の過程でプライバシー保護の重要性をどのように認識し、業務を通じて関わる個人のプライバシー保護を徹底するしくみを、組織としてどのように作り上げているかに着目します。

#### 評価項目6-5-2

「サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、サービス提供の際に、利用者の権利を尊重し、一人ひとりの意向や生活歴、価値観等を考慮して、その人らしい生活を営めるような支援に努めているかどうかを評価します。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.日常の支援にあたっては、個人の	・利用者の日常生活の支援の際に、『利用者の意思尊重』に努め、
意思を尊重している(利用者が「丿	『利用者が事業者の提案等に対し、拒否を表明する機会を設けてい
- 」と言える機会を設けている)	るか』を確認する。
	・利用者の拒否の表明による不利な扱いをしていないか。
2.利用者の気持ちを傷つけるような	・利用者との日常的な関わりの中で、『意識的・無意識的に行われ
職員の言動、放任、虐待、無視等が	る不適切な対応』を『未然に防ぐための取り組みを検討』し『対応
行われることのないよう、職員が相	しているか』を確認する。
互に日常の言動を振り返り、組織的	
に対策を検討し、対応している	
3.虐待被害にあった利用者がいる場	・『虐待被害者(若しくはその疑いのある利用者)に対して、適切
合には、関係機関と連携しながら対	な対応を行うため』に、『関係機関と連携』し、『対応をしているか』。
応する体制を整えている	事例がない場合でも、『虐待被害者がいないという事実をどのよう
	に確認しているのか』と共に、『事例が発生した場合の関係機関と
	の連携や対応が想定されているか』を確認する。
4.利用者一人ひとりの価値観や生活	・『利用者のこれまでの生活の中で培われた個人の思想・信条や長
習慣に配慮した支援を行っている	年の生活習慣等を理解』し、そのうえで『利用者の言動をどのよう
	に受けとめ、支援しているか』を確認する。

# 【 留意点 】

福祉サービスの支援においては、利用者の権利を侵害しないことはもとより、積極的に個人の尊厳を尊重する関わり方が求められています。

一方、判断能力の十分でない利用者等には難しい側面もありますが、利用者が自らの、または、 他者の権利を学ぶ機会を提供されることも重要なことです。

「障害者自立支援法」第二条には、「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと」と規定されています。

利用者に対する安全性の確保という観点から、抑制等の身体拘束を行う場面が想定されますが、 やむを得ず行う場合においても、代替方策の検討や、どのように利用者の納得を得ようとしている のか、自尊心を傷つけない方策を考慮しているのか等に着目する必要があります。

# サブカテゴリー6.事業所業務の標準化

#### 評価項目

- 6-6-1 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている
- 6-6-2 サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みを している
- 6-6-3 さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している

#### 【解説】

このサブカテゴリーは、業務を推進するうえで、職員による対応のバラつきを平準化するなど、事業所として常に一定レベルのサービス水準を確保するために実施している取り組みを評価する項目です。

「一定レベルのサービス水準の確保」は、一律画一的なサービスを提供することをめざすものではありません。対人援助を基本とする福祉サービスには、定型化になじみ難い業務も多くありますが、サービスの基本となる事項や手順を明確にし、一定の基準に基づいてサービスを提供することにより、安定した質の高いサービスをめざすことが可能になります。基本事項が標準化されない中での個別対応は、バラつきや安定性を欠くことに繋がりかねません。

なお、事業所の実態を考えると、職員が1人しか配置されていない業務等もありますが、この場合でも職員の異動等を考慮し、業務の基本事項の確認や、研修等を通じて、継続的・安定的な支援体制の確立をどのように進めているのかを評価します。

#### 評価項目6-6-1

「手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている」

#### 【 評価項目のねらい 】

この項目では、職員が提供するサービス内容の一定水準を確保するため、業務内容の基準等を明文化する手段としての手引書等に関する評価をします。

「手引書」や「マニュアル」に対しては、「個別対応を求められる福祉サービスには不要なもの」「画一的なマニュアルではサービスの標準化はできない」との見解も一部には見受けられますが、この項目では、「手引書」や「マニュアル」という一つの手段を活用し、どのようにサービス水準を明確にし、業務の標準化・普遍化に取り組んでいるかということに重点をおいて評価することが重要です。

ここでの標準化は、いわゆる対人援助の手順のみをさすものではなく、事業所が提供するサービス を構成するあらゆる要素を含みます。従って、安全管理、プライバシー保護、緊急時の連絡体制、夜 勤時のチェックポイントなどを含めた業務全体の標準化について評価します。

## 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.手引書(基準書、手順書、マニュア	・職員が、当該事業所における『日常業務を行う際に必要な基本
ル)等で、事業所が提供しているサ	事項、実施手順、留意点等』を『組織として定め』『文書や図表
ービスの基本事項や手順等を明確に	等により明確に示しているか』を確認する。
している	
2.手引書等は、職員の共通理解が得ら	・手引書等は『職員が共通に理解できる』ような『わかりやすい
れるような表現にしている	表記や内容にしているか』を確認する。
3.提供しているサービスが定められ	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』を、『形骸化せずに
た基本事項や手順等に沿っているか	活用』し、『実施しているか』、『日常的な業務点検等で状況把握
どうかを点検している	を行っているか』を確認する。
4.職員は、わからないことが起きた際	・『手引書等に定めた基本事項や実施手順等』が、『組織内に浸透』
や業務点検の手段として、日常的に	し、実践に活かされるよう、『手引書等を日常的に活用している
手引書等を活用している	か』を確認する。

# 【 留意点 】

「手引書」の形態は多様であり、必ずしも冊子形式をとっていない場合もあります。形式にとらわれず、標準化のために用いられるツールとなっているかを確認する必要があります。

「申し送りの際に話すポイント」や「ケース記録に記入すべき事項」をまとめたものなども「手引書」と考えられます。「手引書」は、必ずしも非熟練者の指南書や単純労働の機械的な手順書とは限らず、「不測の事態に対処するため、日常的に備えておくべき視点」や「よりよいサービスを提供するために、事業所が蓄積した実践の核となるポイントをまとめたもの」と捉えることができます。

「その場に応じた適応能力を持つ職員を育てるために、極力マニュアル化をしない」など事業所の方針がある場合には、サービスの標準化を図るために、マニュアル化以外にどのような対応策を 講じているのかについて確認する必要があります。

# 評価項目6-6-2

「サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている」

## 【 評価項目のねらい 】

この項目では、事業所の業務水準を見直す仕組みの確立について評価します。

求められる水準は、利用者の要請や状態の変化、社会情勢や業界水準の変化等によって適宜変動するものであり、より適切な状態になるよう継続的に点検をすることが必要です。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.提供しているサービスの基本事	・組織として定めた『実施手順等は改変の必要性』を『考察』したう
項や手順等は改変の時期や見直	えで、『更新の頻度や見直し基準等』を『明確に定めているか』を確
しの基準が定められている	認する。
2.提供しているサービスの基本事	・定められた『実施手順等を改定する際』に、『職員や利用者、家族
項や手順等の見直しにあたり、職	等の意見を取り入れるしくみ』を『定めているか』。また『どのよう
員や利用者等からの意見や提案	に取り組み』その『結果を反映しているか』を確認する。
を反映するようにしている	
3.職員一人ひとりが工夫・改善し	・実際に『サービスを提供している職員』が、『利用者との関わりの
たサービス事例などをもとに、基	中で工夫した改善事例等』を他の職員に伝えるなど、『組織としての
本事項や手順等の改善に取り組	サービス向上につながる、全体の実施手順等の改善に取り組んでいる
んでいる	か』を確認する。

## 【 留意点 】

手引書等の改訂にどの程度職員や利用者等の意見が取り入れられているかなど、見直しのプロセスも確認する必要があります。

## 評価項目6-6-3

「さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している」

# 【 評価項目のねらい 】

この項目では、事業所で提供している業務の一定の水準を確保するため、サービスの基本事項や手順等を職員全体が共有する方策として、各事業者が実施しているOJT(職場内訓練)等の取り組みや工夫を評価します。

# 【 標準項目の確認ポイント 】

標準項目	確認ポイント
1.打ち合わせや会議等の機会を	・『日常的な機会(打ち合わせ時や引継ぎ時等)を活用』して、『組織が
通じて、サービスの基本事項や	定めている基本事項や標準的なサービス手順等』を、『職員全体に周知し、
手順等が職員全体に行き渡る	体得できるような取り組みを行っているか』を確認する。
ようにしている	
2.職員が一定レベルの知識や技	・『研修等の設定』をはじめ、『標準化を図るため』に『職員に知識・技
術を学べるような機会を提供	術等を獲得する機会を提供しているか』を確認する。
している	
3.職員全員が、利用者の安全性	・利用者の『安全性を安定的に確保』するための『取り組みを組織的に
に配慮した支援ができるよう	実施しているか』を確認する。
にしている	
4.職員一人ひとりのサービス提	・『組織が定める水準のサービス提供』を、職員が『安定的に提供できる』
供の方法について、指導者が助	よう、『職場内外の指導・助言体制』を整え、『活用しているか』を確認
言・指導している	する。
5.職員は、わからないことが起	・日常業務において『不明点や疑問点などが発生した際』に、『職員が自
きた際に、指導者や先輩等に相	らその不明点、疑問点を解決できるようなしくみ』を、『組織として整え』、
談し、助言を受けている	『活用しているか』を確認する。

# 【 留意点 】

職員の研修計画等は、カテゴリー5「職員と組織の能力向上」でも評価します。